

平成30年第3回広尾町議会定例会 第2号

平成30年9月10日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 総務常任委員会報告
- 3 産業常任委員会報告
- 4 行政報告
- 5 報告第11号 継続費の精算報告書について
- 6 報告第12号 専決処分の報告について
- 7 報告第13号 専決処分の報告について
- 8 報告第14号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 9 報告第15号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 10 認定第1号 平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 11 認定第2号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 12 認定第3号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 認定第4号 平成29年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 14 認定第5号 平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 15 認定第6号 平成29年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 16 認定第7号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 認定第8号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 認定第9号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 19 認定第10号 平成29年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 20 同意第1号 広尾町教育委員会教育長の任命について
- 21 同意第2号 広尾町教育委員会委員の任命について
- 22 同意第3号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 23 同意第4号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 25 議案第67号 広尾線鉄道記念館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 26 議案第68号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第4号）について
- 27 議案第69号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について
- 28 議案第70号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 29 議案第71号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 30 議案第72号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 31 議案第73号 平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 32 議案第74号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 33 議案第75号 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 34 議案第76号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について
- 35 議案第77号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（13名）

1番 浜野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北藤 利通	4番 前崎 茂
5番 志村 國昭	6番 山谷 照夫
7番 星加 廣保	8番 渡辺 富久馬
9番 小田 英勝	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	道 淳 一
兼 出 納 室 長	道 淳 一
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 参 事	松 田 哲 典
総 務 課 長 補 佐	沖 田 一 美
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
企 画 課 長 補 佐	宝 泉 大
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄

住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴
兼 住 民 課 長 補 佐	村 上 洋 子
保 健 福 祉 課 長	山 崎 勝 彦
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 長	山 崎 勝 彦
保 健 福 祉 課 長 補 佐	佐 藤 清 美
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	菅 原 樹 美 恵
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	浜 頭 力
養 護 老 人 ホ ー ム 次 長	金 石 輝 義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	浜 頭 力
兼 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 次 長	金 石 輝 義
農 林 課 長	平 浩 則
農 林 課 長 補 佐	寺 井 真
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	雄 谷 幸 裕
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	室 谷 直 宏
建 設 水 道 課 長	小 川 浩 司
建 設 水 道 課 参 事	北 藤 盛 通
建 設 水 道 課 長 補 佐	前 田 憲 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	小 川 浩 司
港 湾 課 長	森 谷 亨
国 保 病 院 事 務 長	渡 辺 將 人
国 保 病 院 事 務 次 長	齊 藤 裕 美
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 長	松 田 哲 典
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 参 事	白 石 晃 基
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 参 事	渡 辺 將 人
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 参 事	山 崎 勝 彦
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	佐 藤 清 美
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	菅 原 樹 美 恵
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	村 上 洋 子
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	齊 藤 裕 美
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 主 幹	沖 田 一 美

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹 原 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長 補 佐	及 川 隆 之
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
ひ ろ お 幼 稚 園 長	道 尚 子
社 会 教 育 課 長	早 川 修
社 会 教 育 課 参 事	奥 村 京 子
兼 海 洋 博 物 館 長	早 川 修 子
兼 図 書 館 長	奥 村 京 子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮 脇 昭 道
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	菅 原 康 博

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	西 脇 秀 司

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 原 康 博
総 務 係 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事	林 菜 々 美

◎開議の宣告

- 1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 総務常任委員会報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、総務常任委員会報告を行います。
本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書22ページです。
ここで、委員長の報告を求めます。
総務常任委員会委員長、北藤利通議員、登壇の上、報告願います。

- 1、総務常任委員会委員長（北藤） 平成30年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

- 1、委員会の開催状況。

- (1)、開催日は、平成30年8月9日木曜でございます。
- (2)、開催場所は、議員控室です。
- (3) から (5) は、記載のとおりでございます。

- 2、調査の内容。

- (1)、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの現状について。

- ①、養護老人ホームの現状。

広尾町立養護老人ホームは、昭和39年に開設し、今年度で54年を経過する。平成11年度に現在の場所に移転改築され、全室個室となっている。また、特別養護老人ホームと共用の食堂兼多目的ホールがあり、施設のイベントに利用している。

7月1日現在、入所定員50人に対し49人が入所しており、平均年齢は86.5歳である。そのうち、介護認定を受けている方が14人である。高齢者の自立した生活支援を基本としているが、近年は介護認定を受け介護サービスを受ける入所者が増えつつある。

入所希望待機者状況は、在宅55人、生活支援ハウス等が5人の計60人であり、介護認定を受けていない方が15人である。

職員の配置状況は、嘱託医師1人、正職員は所長以下7人、臨時職員（時間雇用のパート職員含む）が18人の計26人となっている。

施設では、夏祭りなどの季節開催と誕生会などの複数開催、広尾町食堂組合による一日お好みコ

ーナーや保育園・幼稚園による訪問交流、ボランティアグループなどの慰問開催等で入所者を和ませている。

②、特別養護老人ホームの現状。

広尾町立特別養護老人ホームは、昭和56年8月3日に、4人部屋12室、2人部屋1室で開設し、平成6年4月から短期入所者生活介護（ショートステイ・定員10人）の併設運営を行っている。介護職員によるレクリエーション委員会を開催し、音楽レクリエーションや体操を毎日実施し、入所者のケアを行っている。

7月1日現在、入所定員50人に対し47人が入所しており、平均年齢は86.4歳である。

入所者の介護度の重度化が進んでおり、重篤な症状を持った方がホスピスのように過ごせるよう、平成26年度から「看取り介護」を実施している。

入所希望待機者状況は、老健施設等10人、病院14人、養護老人ホーム及び生活支援ハウス11人、在宅7人の計42人となっている。

職員の配置状況は、嘱託医師1人、正職員は所長以下16人、臨時職員（時間雇用のパート職員含む）が25人の計42人となっている。

施設では、養護老人ホームと同様に1年間を通して行事を行い、入所者を和ませている。なお、養護老人ホームと合同で開催する行事も多い。

以上の説明があった。

委員からは、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの介護員等の配置基準は。

町からは、養護は入所者15人に対し職員1人、特老は入所者3人に対し職員1人で充足している。

（2）、南十勝環境衛生センターの今後の展望について。

南十勝環境衛生センターは、平成5年11月に竣工し、今年度で25年を経過するが、一般的なごみ処理施設の耐用年数は稼働後25年程度とされている。

近年は、年間4,000万円程度の整備費がかかっており、くりりんセンターの改築に合わせ、当センターとして構成町村に加わるかを今年度中に決定しなければならない。

平成28年1月にまとめた「南十勝環境衛生センター長寿命化計画策定業務報告書」をベースに、今後の燃えるごみ処理について、一般財源の負担割合や収集体制などを6パターンで比較検討を行った。

ケース1は、長寿命化工事により延命化を図り、将来的に新施設を建設する内容である。

ケース2は、平成32年度に現施設を休炉し、平成33年度から新施設で処理する内容である。

ケース3は、くりりんセンターと共同処理へ移行するもので、くりりんセンターへは燃えるごみを搬入し、燃えないごみ、資源ごみは現施設で処理する内容である。このケースでは、収集から運搬する方法が2パターンある。

3の（イ）として、各町で収集後、直接くりりんセンターへ搬入する場合、広尾町、大樹町で各1台ずつパッカー車を増車する必要がある。

3の（ロ）として、各町で収集後、1か所に保管し、まとめて運搬する場合、中継施設整備費として2億円程度かかるため、3の（イ）のほうが有利となる。

ケース4は、現くりりんセンターと早期に共同処理を行うもので、現施設を延命しないため維持補修費は不要だが、くりりんセンターの解体費に係る負担金が発生する。このケースでも、収集から運搬する方法が2パターンある。

4の(イ)として、3の(イ)と同様に直接くりりんセンターへ運搬する場合、新たに運搬委託経費等が発生し、年間1,400万円の負担増となる。

4の(ロ)としては、3の(ロ)と同様に中継施設からまとめて運搬する場合、新たな運搬委託経費等は広尾町としては年間1,350万円程度の負担増となるが、総事業費が38億円となるため、4の(イ)が有利となる。

ケース5は、現施設を延命化ではなく修繕で対応し、平成37年度に休炉、平成38年度から新施設で処理する内容である。

ケース6は、現施設を長期使用後に共同処理へ移行するもので、平成37年度に休炉、平成38年度以降の新くりりんセンター稼働に合わせて共同処理へ移行する内容である。このケースも3と4と同様に、6の(イ)として、直接くりりんセンターへ運搬、6の(ロ)として、中継施設からまとめて運搬する2パターンがあり、総事業費は(イ)が34億4,900万円、(ロ)が37億2,900万円となり、6の(イ)が有利となる。

これらを総合して検討した結果、新施設建設よりも広域共同処理のほうが有利と思われる。

くりりんセンターは、平成8年度に供用開始し、現在は長期包括的運転維持業務委託により平成37年度まで運転管理を行うこととしている。

新くりりんセンターについては、事業方式の運営形態を公民連携方式など、さまざま検討しているが、本年度から基本構想の策定を始め、国の交付金申請に必要となる地域計画を策定し、平成32年度に申請する計画である。

以上、説明があった。

委員から質疑、幕別町忠類地区の燃えるごみの処理について、直接くりりんセンターへ搬入するか否かの結論は、いつごろ出されるのか。

町からは、9月以降に結論を出すとのことである。

委員からの質疑、中空知衛生施設組合方式のように、大型車1台でくりりんセンターへ搬入するほうがコストは安くなるのでは。

町からは、仮に運搬委託経費が増額になっても、ケース3の(イ)のほうが安価である。

以上で、報告を終わります。

1、議長(堀田) 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第3 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第3、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書26ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田英勝議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

平成30年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会の開催状況。

(1)、開催日は、平成30年8月21日火曜日であります。

(2)、(3)、(4)、(5)については記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

2、調査の内容。

(1)、増養殖事業の取り組みと現状についてであります。

資料に基づき説明を受けた後、「ウニ種苗生産施設・さけますふ化場・魚類飼育試験施設」を視察調査いたしました。

①、エゾバフンウニ。

音調津地区にあるウニ種苗生産施設にて年間150万粒の生産を行い、1年ほど育成し10ミリメートル程度で放流している。

4月に採苗を行い11月ごろに種苗放流していたが、平成28年度からは資源のさらなる安定化を図るため、翌年の4月まで飼育し放流しているということでございます。海水温が上昇する時期に放流することで生存率が向上するため、放流時の初期減耗防止対策となっているということでございます。

また、放流したウニの種苗の成長や生息状況、ウニが摂餌することで圧を受ける海藻類の繁茂状況などを確認するため、ダイバーによる潜水調査を行っているということでございます。

さらに、漁業部会を中心に沿岸域の密漁巡回監視などの資源保護活動を行っているということでございます。

②、サケについてであります。

町内河川（広尾川、楽古川等）で捕獲される親魚から地場卵を最大限活用しているが、不足する場合は他地区からの河川からの移入卵により安定した放流数になるよう努めているということでもあります。

また、十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会を中心に飼育用水の確保に努め、飼育池の拡充などの飼育環境を整え、バランスのとれた来遊資源づくりを進めているということでもあります。

過去5年間の水揚げでは、平成28年、29年が台風の影響により激減しており、北海道から今年の来遊予想が出され、道東海域では昨年より2倍となっており、今年は昨年以上の水揚げが期待される

ということでもあります。

③、ハタハタ。

11月のシシャモ漁が終了した後に、漁船を用船し、親魚を確保・飼育、採卵を行い、発眼まで卵管理をし、音調津漁港内で垂下にて自然ふ化放流をしているということでもあります。

また、美幌沖等で自然産卵場調査を行い、産卵場の実態把握や自然卵を保護し、資源維持に努めているということでもあります。

資源は比較的安定しているが、沿岸域への来遊の波が水揚げに反映しているものと推測されているということでもあります。

ちなみに、平成28年度は27年の倍、平成29年度は28年の倍と、前々の倍々の水揚げになっているということでもあります。

④、ホッキ貝。

沿岸の浅海域に生息する稚貝をしけの影響を受けない水深帯の有効漁場である美幌地区に移植し、資源の保全を行っているということでもあります。

また、自然調査や漁場造成を行い、資源管理型漁業の確立や未利用漁場を開拓し、資源を有効に活用しているということでもあります。

過去5年間の水揚げを見ても、資源は比較的安定しているということでもございました。

⑤、エゾバイツブ。

漁業活動中に得られる海中で自然産卵した卵塊を保護し、自主禁漁区域で自然ふ出放流させ、資源の増大を図っているということでもあります。

また、漁場環境調査を行い、漁場の環境を把握し、増殖計画の基礎資料作成に役立てているということでもございました。

過去5年間の水揚げを見ても、資源は比較的安定しているということでもございました。

⑥、昆布についてであります。

国の水産多面的機能発揮対策事業交付金を活用し、藻場資源の維持・回復を図っているということでもあります。内容は、雑海藻駆除（チェーンを回転させて雑海藻を駆除する）事業であります。

また、モニタリング業務が義務づけられており、雑海藻駆除の持続効果の追跡調査を行っているということでもあります。

過去5年間の水揚げでは、平成28年、29年と台風はもとより天候やしけが続き出漁が少なくなった影響で停滞をしているということでもあります。

⑦、フノリ。

漁業閑散期の貴重な収入源でもあることから、広尾漁業協同組合女性部の協力を得ながら、漁場造成（いそ掃除と直後のフノリの孢子散布）を実施しているということでもあります。

過去5年間の水揚げを見ると、潮の満ち引きで漁獲日時が決まるため、漁獲の変動が激しい状況にあるということでもあります。例えば夜間が干潮であったり、日中が干潮であっても天候やしけにより漁獲ができなくなるということでもあります。

平成29年度については、アオサの付着が多く雑物除去に手間がかかり、また、天候やしけの影響

で漁獲日が少なくなり、水揚げが減少したということでもあります。

⑧、マツカワ。

4町3単協で組織されている十勝管内栽培漁業推進協議会と連携し、北海道栽培漁業振興公社が採苗した5万匹（6センチ）の種苗を購入し、旧水族館の魚類飼育試験施設を中心に8センチになるまで中間育成を行い、十勝沿岸の各町に放流しているということでございます。

ここ数年、放流効果が徐々にあらわれ、去年は過去最高の水揚げになったということでございます。

ここで、主な質疑ということでございます。

委員からは、地球温暖化が増養殖事業に与える影響はということでございます。

町の担当のほうからは、魚種により状況を的確に判断し、工夫をしながら事業を進めることが重要になってくるという説明でございます。

以上、所管事務調査報告を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

1、議長（堀田） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の平成30年度普通交付税の決定についてであります。

平成30年度の普通交付税額が7月24日に決定いたしましたので、その概要について説明を申し上げます。

行政報告資料の1ページ、中段の太枠をごらんいただきたいと思います。

本年度の普通交付税は31億1,949万1,000円であります。当初交付決定額で前年度と比較いたしますと、増減で、交付額で1億448万4,000円の減で、率で3.2%の減となりまして、地方財政計画上の減少率2%を1.2ポイント上回る結果となりました。

また、臨時財政対策債の30年度発行可能額は1億7,607万1,000円、3.1%減となったところであります。

次の右の列でありますけれども、30年度の普通交付税と臨時財政対策債の合計では32億9,556万2,000円となりまして、増減では、前年度の当初の合計額と比較いたしますと、金額で1億1,005万

2,000円、率で3.2%の減となりました。減額要因の主なものは、歳出特別枠の地域経済・雇用対策費の廃止に伴う減及び公債費の償還に伴い、基準財政需要額が減少となったところであります。

一方、基準財政収入額は個人住民税の減少率が大きく、全体として地方財政計画を上回る減少率となったところであります。

また、平成30年度の当初予算につきましては、算定の結果、6,656万2,000円の追加補正という結果になったところであります。

次に、2点目であります。医療法人社団慈弘会森クリニック人工透析機器更新整備に伴う助成についてであります。

本件につきましては、昨年度来、議員協議会等で経過についてご説明をしてきたところであります。南十勝地域での透析医療につきましては、今後も引き続き森クリニックが責任を持って行っていただけるものにはなりましたが、継続実施するに当たり、透析機器の更新時期を大きく経過していることから、南十勝の5町村に対し、機器更新に係る財政支援を求められていたところであります。南十勝の5町村で対応の協議を重ね、透析機器の更新費用のみを対象とし、対象経費の2分の1を限度に補助する方向で協議が調いましたので、ここにご報告をいたします。

主な協議の内容であります。1つ目は森クリニックからは施設の整備を含めての支援要請が来ておりましたが、対象は透析医療機器のみに限定、2つ目は費用の全額の支援を求められましたが、2分の1の額を限度とした補助金として交付をする。3つ目は各町村の負担割合については、平成11年の当初整備時点で支援した割合を踏襲する。4つ目ですが、支援後も責任を持って南十勝地域での透析医療を継続していただけるよう、協定書を取り交わすものであります。

各町村の負担割合の詳細につきましては、別添の資料2ページのとおりであります。

協議が調った7月末現在で、森クリニックで透析医療の提供を受けている患者は月平均で32名、うち広尾町の患者数は18名、大樹町9名、幕別町忠類地区3名、更別村2名、中札内村がゼロでありまして、半数以上を本町からの患者が占めており、本町の保健医療や障がい者福祉の施策を推進する上で大変重要な役割を担っていただくことに鑑み、透析医療機器の購入に対し、補助金の支援をしたいと考えております。今定例会の補助金の補正予算を提案しておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3点目でありますが、広尾町150年記念式典における特別功労者の表彰についてであります。

本町の発展振興に寄与された方々の表彰は、広尾町表彰条例及び規則に基づき、毎年9月20日の開町記念式典において表彰させていただいているところであります。本年は広尾町が開町150年となることに鑑み、通常の功労者表彰と別に、長年にわたり本町の発展振興にそれぞれの分野においてご尽力いただいた町民に対し、本年に限り広く特別功労者として表彰させていただくことにしました。

表彰の基準につきましては、新たに広尾町150年記念功労者等表彰基準を制定し、過去に本町の各功労賞を受けた方々で、表彰後も引き続きそれぞれの分野でさらにご尽力をいただいた方を対象とし、表彰基準が12年の場合には20年以上、表彰基準が20年の場合には30年以上、表彰基準が30年の場合には40年以上の長きにわたり、本町の発展振興にご尽力をいただいた方を対象としております。

当該表彰基準に基づく被表彰者について関係機関、団体への推薦依頼をした結果、たくさんのご推薦をいただき、8月17日に開催されました表彰選考委員会に諮問し、ご審議をいただいた結果、原案のとおり決定すべきとの答申を受け、表彰条例に基づく功労者10名と150年記念功労者等表彰基準に基づく特別功労者70名の方々を今年20日の150年記念式典において表彰させていただくことになりました。

次に、4点目の火災の発生についてであります。

6月の定例会以降1件の火災が発生しておりますので、その発生状況について報告いたします。

7月6日に広尾町内において建物火災が発生し、消防団員合わせて36人が出動し、消火に当たったものです。出火建物は木造2階建て、店舗で1階厨房より出火、18平方メートルを焼失しており、隣家の一部に延焼をしたところでもあります。出火原因は油の加熱によるものであります。

なお、店主が初期消火の際に両腕にやけどを負いましたが、幸い軽傷で済んでいるところであります。

次に、9月6日に発生しました平成30年北海道胆振東部地震による停電の対応について、9月6日に行いました行政報告以降の対応について報告をさせていただきます。

まず初めに、このたびの地震によりまして犠牲となられました方々に心からお悔やみを申し上げるところでありまして、一日も早い復旧・復興を心から願っているところであります。

この地震によりまして、本町を含む道内全域で大規模な停電が発生したため、発電機によりまして町立病院、特別養護老人ホーム、養護老人ホームの電源を優先的に確保したところであります。停電が長引いたことから、高齢者など支援が必要な方々に対し、家庭訪問や電話連絡により生活や心身の状況把握に努めたところであります。

また、午後4時からコミュニティセンター、音調津集会所、野塚公民館、豊似農村環境改善センターの4か所を避難所として開設をいたしました。翌7日の午前1時20分ごろに広尾市街と音調津地区の停電が復旧したことにより、コミュニティセンターは午前5時15分に、音調津集会所は午前7時にそれぞれ閉鎖をいたしました。野塚地区と豊似地区の停電は8日の午前0時ごろに復旧したために、豊似の農村改善センターは午前0時45分、野塚公民館は午前6時に閉鎖をしたところであります。避難所に避難された方々は4か所合わせて127人となりました。

公共施設や各避難所における電源の確保にあつては、発電機など資機材や燃料の提供などで地元企業からの献身的なご支援をいただいたところであります。心からお礼を申し上げます。

公共交通機関につきましては、この停電により運休となっておりましたけれども、十勝バス、JR北海道バスともに8日から、サンタ号は9日から運行を再開しているところであります。

また、この停電による影響でありますけれども、漁業関係につきましては、漁業協同組合の市場は沖合底引き網漁業部会、定置部会と協議をし、9月6日の水揚げを取りやめているところであります。また、この後、定置網漁業は9月7日、沖合底引きは9月8日にそれぞれ市場に水揚げを開始しているところであります。水産加工業者は、冷凍状態を維持すべく生産活動を停止して、停電による影響を最小限に抑えたところであります。

次に、農業関係であります。

今回の大規模停電の影響で町内の酪農家が一時大量の生乳を廃棄せざるを得ない状況に追い込まれました。品質保持のための冷却装置が使えなくなった上、ふだん受け入れ先の雪印メグミルク大樹工場が操業できなくなり、生乳の受け入れを見合わせたことによるものであります。

J Aひろおからの聞き取りでありますけれども、本町の酪農における生乳廃棄は2日間によるものでありますけれども、6日が約150トン、7日が約170トンを廃棄し、これによる損失額は約3,000万円以上に上ると聞いているところであります。停電がほぼ復旧した8日には、一部よつ葉乳業での受け入れを併用しつつ、全量进行处理する集荷が再開され、翌9日から雪印メグミルク大樹工場での完全受け入れ態勢が再開しており、ひとまず安堵している状況下にあります。

また、牛体につきましても、現在のところ、乳房炎などを含む牛の体調悪化など懸念する影響は出ていないとのことであります。

現在、長時間にわたる停電は解消されておりますけれども、道内では電力が依然不足している状況にあるため、今後、道内全域において計画停電が行われる可能性があります。計画停電を回避するためには、積極的な節電が不可欠でありまして、防災行政無線により町民の方々へ節電に取り組まれるようお願いをしているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

特に行政報告に対する質問は、11日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時まで具体的に内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第5 報告第11号

1、議長（堀田） 日程第5、報告第11号 継続費の精算報告書についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第11号 継続費の精算報告書についてであります。

平成29年度をもって継続年度が終了した広尾町一般会計の継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

次のページの平成29年度広尾町一般会計継続費精算報告書であります。

7款5項、事業名は公営住宅整備事業であります。全体計画に対する実績及び比較の年割額、財源内訳は、おのおの記載のとおりであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第11号 継続費の精算報告書についての報告を終わります。

◎日程第6 報告第12号

1、議長（堀田） 日程第6、報告第12号 専決処分の報告についての報告を行います。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第12号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

豊似小学校校舎改築（第1期建築主体）工事請負契約の変更について、地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

処分日につきましては、平成30年8月9日であります。

専決処分の理由であります。平成29年議案第51号により議決を経ました豊似小学校校舎改築（第1期建築主体）工事の請負契約の締結について、改築校舎への館名文字の取り付け、既存建物の改修に係る雪どめの取り付け、防火シャッター移設、外壁アスベスト含有塗剤の剥離除去など当初の設計で予定していなかった各種工事の追加により増額の必要が生じたことに加え、渡り廊下の基礎部分の地盤改良ラップルコンクリートの減により、請負金額を変更する必要が生じたものであります。

変更の内容についてであります。

工事名につきましては、記載のとおりであります。

契約額につきましては、変更前が5億7,079万800円、変更後が5億7,439万8,000円で360万7,200円の増額となります。

なお、工期、また契約の相手方については変更ございませんので、報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第12号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第7 報告第13号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第13号 専決処分の報告についての報告を行います。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第13号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの専決処分書であります。

豊似小学校校舎改築（第1期電気設備）工事請負契約の変更について、地方自治法の定めにより、

専決処分をしたものであります。

処分日につきましては、平成30年8月9日であります。

処分の理由であります、平成29年議案第53号により議決を経ました豊似小学校校舎改築（第1期電気設備）工事請負契約の締結について、高圧用のA種接地工事の施工に当たり、接地極を用いた工法により実施したところ、周辺の地盤は玉石が多く粘土質が少ない土質であるため、接地極による工法では基準の接地抵抗値を満たすことが困難であることが判明いたしました。対応策として、より接地深度を下げ掘削するボーリングアース工事への変更により、請負金額を増額する必要が生じたものであります。

変更の内容であります、工事名については、記載のとおりであります。

2の契約額につきましては、変更前が8,424万円、変更後が8,813万8,800円で、389万8,800円の増額となります。

なお、工期については変更ございません。契約の相手方についても、記載のとおりであります。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第13号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第8 報告第14号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第14号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第14号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して別紙のとおり報告をさせていただきますのであります。

詳細につきましては、副町長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、報告第14号につきましてご説明をいたします。

まず、お手元の決算関係資料の確認をお願いいたします。別紙になっております。平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書1冊、次に監査委員からの平成29年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書、そして広尾町公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書の2冊であります。ご確認をお願いいたします。

初めに、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをお願いい

たします。

(1)の総括表であります。

中ほどの米印のところに各判断比率に対する概要を整理しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

総括表の説明であります。判断項目といたしまして、実質赤字比率から将来負担比率までの4つの指標でありまして、それぞれの判断比率は、標準財政規模と比較して指標化したものであります。

指標と判断基準の関係であります。これら4つの指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合、自主的な改善努力によります財政健全化計画を定めることとなります。

また、将来負担比率を除く3つの指標のいずれかが財政再生基準を超えた場合には、国の関与、指導によります財政再生計画を定めなければならないこととなります。

29年度決算における本町の健全化判断比率の状況であります。

初めに、実質赤字比率ですが、一般会計の実質収支が赤字の場合に数値として表示されますが、黒字決算のため比率の表示はありません。

次の連結実質赤字比率につきましては、全会計を含めた実質赤字の場合に数値として表示されます。病院会計で赤字決算となっておりますが、全会計通算した場合、黒字となったことから比率の表示はありません。

次の実質公債費比率につきましては9.4%、将来負担比率は一般会計の借入金や債務負担行為に基づくもの、さらに特別会計への繰出金のうち、公債費に係るものなど、将来負担すべき実質的な負債の残高等を対象としておりまして、29年度決算は79.2%となっております。いずれも早期健全化基準を下回っているところであります。

なお、これらを算出する際の計算式など、詳細につきましては2ページから5ページに記載をしております。後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、6ページをお願いいたします。

平成29年度決算に基づく資金不足比率報告書であります。

公営企業会計等に係る資金不足比率の状況であります。本町におきましては、公営企業法適用企業として国保病院事業会計、水道事業会計の2つの会計があります。また、法非適用企業として港湾管理、簡易水道事業、下水道事業の3つの特別会計が対象となっております。

7ページをお願いいたします。

法適用企業では、国保病院事業会計で流動負債額が流動資産額を上回っており、解消可能資金不足額を算入しても、なお資金不足が生じております。資金不足額は1,252万9,000円で、②のH欄、事業の規模と比較した比率が資金不足比率となり、2.4%であります。水道事業会計では、資金不足はありません。

8ページの法非適用企業の3特別会計について資金不足はありません。

次に、監査委員の意見書であります。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の2ページをお願いいたします。

5の審査の結果といたしまして、(1)の総合意見及び(2)の個別意見として監査委員からの意見をいただいているものであります。詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、広尾町公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書をお願いいたします。

表紙をめくっていただき、一番下の5の審査の結果であります。

審査の結果としまして、国保病院事業会計決算において資金不足が発生しており、資金不足比率は2.4であることを確認した。今後、病院のあり方を含め、経営の改善に向けた努力が必要であるとする意見をいただいております。

以上で、報告第14号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第14号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第9 報告第15号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第15号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を行います。

笹原教育長、登壇願います。

1、教育長（笹原） それでは、報告第15号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき報告をさせていただきます。

お手元の点検及び評価報告書1ページをお開き願います。

まず、総合教育会議の開催状況であります。

改正地方教育行政法の施行に伴い、平成27年度に設置された広尾町総合教育会議につきましては、12月19日に会議を開催しております。議題につきましては、コミュニティ・スクールの導入検討及び認定こども園への移行、そして教育関係予算（案）に係る新規事業、主要な事業についてなどの3件であります。

次に、2ページから4ページまでは、教育委員会会議の開催状況についてであります。平成29年度は、8回の会議を開催しております。各会議におけます議題等につきましては、ここに掲載しているとおりであります。

次に、5ページから11ページまでは、平成29年度における教育長及び教育委員会の主な活動状況を載せております。各種会議のほか、学校行事や各種団体等の行事にも出席し、幅広く保護者や地域の皆様のご意見を伺ってございます。

続きまして、次の12ページでございますが、教育委員会に設置している主な審議機関等の開催概況につきましては、ここに掲載のとおりでございます。

次の13ページには、平成29年度の教育費に係る予算と決算の状況を載せてございます。教育費全体の予算に対する執行率は96.4%となっております。

次に、14ページから23ページには、教育委員会の事務事業の執行状況等について掲載をしておりますが、まず平成29年度の教育行政執行方針に関する主な施策について、学校教育、幼稚園教育、学校給食、社会教育、社会体育、図書館の各項目ごとに整理をしております。

続きまして、24ページから31ページについてでございます。ここでは、学校教育に関する事業の状況といたしまして、各学校の学級編制や児童生徒数をはじめ、学校教育に係る事業の実施状況、学校と施設の耐震状況について載せております。

なお、本町の学校施設の耐震化率は現在83.3%となっておりますが、本年度完成予定の豊似小学校の校舎改築をもって耐震率は100%となる見込みであります。

次に、32ページから35ページには、文化・社会教育・社会体育に関する事業の状況をそれぞれ載せており、また、36ページから38ページには、平成29年度の文化賞・スポーツ賞等の受賞者一覧を掲載しております。

以上、今ご報告をさせていただきましたこれらの点検、評価につきましては、39ページから41ページに掲載させていただいておりますとおり、ひろお幼稚園のPTA会長石原秀樹氏並びにひろお保育園保護者の会会長高坂泰知氏のお2人からご意見をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上、簡単ではございますが、平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第15号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を終わります。

休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

再開します。

◎日程第10 認定第1号～日程第19 認定第10号

1、議長（堀田） 日程第10、認定第1号 平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第19、認定第10号 平成29年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 認定第1号 平成29年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成29年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によって、決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

次に、認定第9号 平成29年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定についてと認定第10号 平成29年度広尾町水道事業会計決算認定についての2件につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によって、決算について別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

それぞれの各決算の内容につきましては、副町長より補足説明をさせていただきます。認定方よろしくお願いを申し上げますとところであります。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、お手元の決算書並びに決算関係資料の確認をお願いいたします。

まず、平成29年度広尾町各会計別決算書1冊であります。次に、平成29年度決算に係る主要な施策等説明資料が1冊、広尾町国民健康保険病院事業会計決算書が1冊、広尾町水道事業会計決算書が1冊、監査委員からの決算意見書が一般会計及び特別会計と企業会計合わせて2冊であります。ご確認をお願いいたします。

初めに、一般会計の決算についてご説明いたします。

広尾町各会計別決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

平成29年度の各会計別決算の総括表であります。

このうち一般会計であります。

予算現額75億5,022万5,000円に対しまして、歳入決算額75億4,993万3,584円、歳出決算額73億9,082万9,693円、差し引き額1億5,910万3,891円でありまして、歳入決算額に対する歳出決算額の執行率は97.9%であります。

次に、特別会計の関係であります。

港湾管理特別会計から後期高齢者医療特別会計の7特別会計の合計であります。予算現額28億4,757万1,000円に対しまして、歳入決算額28億2,754万6,545円、歳出決算額27億8,656万4,695円、差し引き残額4,098万1,850円、執行率98.6%であります。

次に、平成29年度決算に係る主要な施策説明資料、成果報告書の1ページをお願いいたします。

成果報告書の1ページ、第1表の決算概況の表から順次説明をさせていただきます。単位につきましては、1,000円あるいはパーセントで表示をしております。

まず、1の一般会計決算状況についてであります。平成29年度の歳入歳出差し引きの決算額につ

きましては、(C) 欄の1億5,910万4,000円となりました。翌年度に繰り越すべき財源(D) 欄1,486万7,000円を差し引き、実質収支(E) 欄は1億4,423万7,000円となったものであります。

次に、単年度収支(F) 欄であります。マイナス6,655万7,000円、積立金(G) 欄は1万3,000円で、繰り上げ償還額(H) 欄及び積立金取り崩し額(I) 欄はありませんでした。結果、実質単年度収支は、マイナス6,654万4,000円となったものであります。

次の欄であります。2の一般会計地方債残高及び財政指数状況等であります。

平成29年度の地方債の残高であります。130億4,200万8,000円です。平成28年度末の現在高と比較しまして3億6,900万7,000円の減少であります。残高内訳は、政府資金及びその他で、記載のとおりであります。

詳細につきましては、5ページに記載をしておりますので、後ほどご確認いただきます。

次の次年度以降債務負担行為額であります。1億3,895万8,000円、前年度比6,477万7,000円の減少であります。

次に、実質公債費比率は9.4%で、前年度と比較して1.5ポイントの増。

将来負担比率は79.2%であり、同じく14.2ポイントの減少であります。

次に、中ほどの表であります。

平成29年度の財政力指数であります。0.221です。

次の経常収支比率につきましては86.5%でありまして、前年度比1.4ポイントの増であります。

次に、税の徴収関係であります。全体では91.9%でありまして、0.1ポイントの減、現年度分につきましては、0.1ポイントの増であります。

次に、3番目の基金の状況であります。

平成29年度の全会計の合計積立金現在高は30億3,203万6,000円です。用品購入基金の現在高800万円を合わせた合計額は30億4,003万6,000円です。詳細につきましては、決算書の338ページに記載をしておりますので、後ほどご確認いただきます。

また、備荒資金組合の納付金の関係につきましては、現在高が2億2,397万8,000円です。

次に、4の各会計別の決算状況であります。

最後の列になります。上段の地方債の29年度末現在高について説明をさせていただきます。

港湾管理特別会計では3億541万9,000円で、前年度比4,413万2,000円の減少。

簡易水道事業特別会計では2億112万6,000円で、1,572万2,000円の減少。

下水道事業特別会計では20億1,959万6,000円で、1億2,029万2,000円の減少であります。

国民健康保険事業勘定特別会計では855万5,000円で、104万5,000円の減少。

特別会計全体では29年度末残高25億3,469万6,000円で、1億8,119万1,000円の減少であります。

次に、5の各特別会計への繰出金等の決算状況であります。主な内容についてご説明をいたします。

簡易水道事業特別会計につきましては歳出で災害復旧費の減により、下水道事業特別会計につきましては歳出で公共下水道事業費の増により、国民健康保険事業勘定特別会計につきましては歳出で療養給付費交付金返還金の増により、介護保険特別会計につきましては歳出で介護給付費の減に

より、介護サービス事業特別会計につきましては歳出で備品購入費の減により、後期高齢者医療特別会計につきましては歳出で後期高齢者医療広域連合納付金の増により、それぞれの会計で繰出金が増減したものであります。

国民健康保険病院事業につきましては、医業収益の減が主な要因であります。

以上が、平成29年度一般会計及び各特別会計の決算概要であります。

次に、監査委員から決算書の意見書が提出されておりますので、平成29年度の広尾町一般会計及び特別会計決算審査意見書、広尾町基金運用状況審査意見書をお願いいたします。

1ページをおめくりいただきまして、下段の5に審査の結果が記載をされておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、12ページになります。

平成29年度広尾町基金運用状況の審査意見書であります。広尾町が運用している15の基金に係る審査結果であります。

12ページの下段に、3、審査の結果が記載されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、認定第9号の病院の関係であります。

広尾町国民健康保険病院事業会計決算書をお願いいたします。

決算書の14ページをお願いいたします。

(1)の総括事項によりまして、決算の報告をさせていただきます。

本年度は、内科医3人、外科医1人の4人体制で、入院・外来の診療に当たりました。

また、引き続き出張医の派遣による整形外科・循環器科・皮膚科・脳神経外科・精神科、計5科の専門外来実施や週1回の内科夜間診療を行い、受診者の利便性向上に努めたところであります。

本年度の患者総数については4万2,448人と、前年度より1,327人、率にして3.0%の減少となりました。

内訳としましては、入院患者が1万1,362人で前年度比898人の減、外来患者が3万1,086人で前年度比429人の減となったものであります。

本年度事業損益計算につきましては、収入総額8億4,346万9,115円と前年度比7,035万205円(9.1%)の増収であり、費用総額8億1,863万2,731円で前年度比1,171万7,909円(1.4%)の支出減となりました。収支差額2,483万6,384円の利益決算となりました。

資本的収支においては、一般会計負担金9,618万2,879円、企業債2,980万円、国庫補助金65万8,000円、道補助金32万9,000円の収入をもって、企業債償還金9,078万5,163円、建設改良費3,618万4,716円に充てたものであります。

次に、認定第10号の水道事業会計をお願いいたします。

水道事業会計の決算書14ページであります。

同じく総括事項によりまして、決算の報告をさせていただきます。

本年度につきましては、給水戸数が前年度より48戸減の2,923戸、給水人口は5,628人となり、有収水量は、給水戸数及び給水人口の減少などの影響から、9,156立方メートル減の57万1,821立方メートルとなりました。

収納率は、現年度分98.2%で前年度より0.1ポイントの増、過年度分76.2%で前年より3.2ポイントの増、全体では97.6%と前年度比0.2ポイント増の実績でありました。滞納額は前年度より28万6,500円減の268万6,720円となったところであります。

有収率は、漏水調査・修理及び既設老朽配水管の布設がえを行ったため、前年度比0.6ポイントの増の87.4%になりました。

建設改良につきましては、有効期間が満了となる量水器の更新をはじめ、老朽化した配水管の整備を行い、また、中広尾地区の配水管新設工事及び配水池の計装機器更新工事を行いました。

経営状況は、地方公営企業の基本原則に立脚し経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に努めたものの、収益的収支は税抜きで、水道事業収益1億3,628万2,235円に対し水道事業費用1億4,822万8,829円で、差し引き1,194万6,594円の当年度純損失となりました。

また、資本的収支については、収入額ゼロ円に対し支出額8,226万8,860円で、資本的収支不足額8,226万8,860円は、当年度分消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金をもって補填したところであります。

なお、当年度純損失につきましては、建設改良積立金をもって補填をいたしました。

次に、平成29年度広尾町公営企業会計決算審査意見書をお願いいたします。

これにつきましては、病院事業会計及び水道事業会計の各会計に対する審査結果の意見でありまして、1ページ下段の5に病院事業会計及び水道事業会計の各会計に対する審査結果が記載をされております。ご確認をお願いいたします。

以上で、認定第1号から認定第10号まで補足説明を終わらせていただきます。

各会計におきます各事業につきまして、一定の推進ができましたことにつきまして、ひとえに議員各位の多大なご指導、ご理解、ご協力のたまものであります。改めて厚くお礼と感謝を申し上げます。重ねまして、認定方どうぞよろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件10件は、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、委員会には必要に応じて地方自治法第98条による検閲検査請求権を付与しておきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件10件は、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の正副委員長を互選するため、決算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時34分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました決算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので報告します。

委員長には北藤利通議員、副委員長には小田英勝議員が互選されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第20 同意第1号

1、議長（堀田） 日程第20、同意第1号 広尾町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第1号 広尾町教育委員会教育長の任命について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町教育委員会教育長であります菅原博氏が、本年10月8日をもって任期満了となります。

菅原氏には、平成23年10月から7年間、教育長として本町の教育行政の発展にご尽力をいただきました。この間、野塚小学校、豊似中学校の統廃合や広尾中学校の屋内運動場及び豊似小学校の校舎の改築を行うなど、教育環境の整備に係る課題解決に奔走していただいたほか、中高一貫教育では予備校講習補助などの支援を拡大し、広尾高校の魅力向上に向けた施策を積極的に推進され、また、コミュニティ・スクール導入や、ひろお幼稚園の認定こども園への移行の道筋をつけるなど、時代とともに変革する教育に対応すべく、さまざまな取り組みを实践された方です。平成29年5月からは十勝管内教育委員会連絡協議会会長にも就任し、十勝の教育長を代表する立場で十勝全体の学校教育の向上にも貢献され、そのご努力に改めて敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、後任の教育長として菅原康博氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

菅原氏は、昭和35年1月2日、本町のお生まれであり、現在58歳であります。

昭和55年に広尾町役場に奉職し、教育委員会管理課総務係長、住民課国保係長、議会事務局総務係長を経て、企画課長補佐、企画課長、税務課長を務められ、平成28年4月からは議会事務局長の職にあります。

菅原氏は、幅広い行政経験を持ち、教育文化に対しても豊富な識見を有しており、教育長として適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第1号 広尾町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は、12人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、志村國昭議員、10番、小田^{おだ}雅二議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

総務係長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

保坂総務係長。

1、総務係長（保坂） 投票順序を申し上げます。

1番、浜野隆議員、2番、萬亀山ちず子議員、3番、北藤利通議員、4番、前崎茂議員、5番、志村國昭議員、6番、山谷照夫議員、7番、星加廣保議員、8番、渡辺富久馬議員、9番、小田^{こだ}英勝議員、10番、小田^{おだ}雅二議員、11番、旗手恵子議員、12番、浜頭勝議員。

以上です。

（投票）

1、議長（堀田） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。志村國昭議員、小田^{おだ}雅二議員、開票の立ち会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち賛成11票、無効票1票です。

以上のおり、賛成が多数であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

ただいま教育長に選任された菅原康博君から発言の申し出がありますので、これを許します。

1、議会事務局長（菅原） 貴重なお時間をいただき、感謝申し上げます。

ただいま各議員の格別のご高配によりまして、教育長に任命同意を賜り、不肖私といたしましては身に余る光栄であり、心から感激をしている次第でございます。

もとより浅学非才でございますが、ご迷惑をかける点多々あろうかと存じますが、私といたしましては、最善の努力を傾注し、この職責を果たしたいと考えております。

今後とも各議員の格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ながら挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

◎日程第21 同意第2号

1、議長（堀田） 日程第21、同意第2号 広尾町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第2号 広尾町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町教育委員会委員であります武藤敏広氏が本年10月11日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

武藤氏は、昭和35年のお生まれで、民間企業のご経験を経て、現在は家業であります武藤金物店を経営しておられます。

また、町の国民健康保険運営協議会、都市計画審議会の各委員としてご尽力いただいているところであります。

温厚公正な人柄と豊かな教養に加え、学校教育からスポーツに至るまですぐれた識見を有しておられ、教育委員会委員として適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願ひ申し上げます。

1、議長（堀田） これをもつて提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第2号 広尾町教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よつて、本件は同意することに決しました。

◎日程第22 同意第3号

1、議長（堀田） 日程第22、同意第3号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願ひます。

1、町長（村瀬） 同意第3号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

齊藤政明氏は、現在、固定資産評価審査委員でありますが、本年10月24日をもつて任期満了となるため、同氏を引き続き同委員として再任いたしたく、議会の同意をお願ひするものであります。

齊藤氏は、昭和30年、本町でお生まれになり、昭和56年に測量士の資格を取得され、現在は、本町西2条11丁目において測量会社を経営されております。

齊藤氏には、平成3年に固定資産評価審査委員をお願ひし、今日に至っているところであり、固定資産全般にわたつて精通されており、委員に適任であると考え、提案させていただきました。

選任の同意につきまして、よろしくお願ひを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもつて提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第3号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よつて、本件は同意することに決しました。

◎日程第23 同意第4号

1、議長（堀田） 日程第23、同意第4号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員であります上野雅春氏が、本年10月31日をもって任期満了となります。

上野氏には、平成3年11月から27年もの長きにわたり、固定資産評価審査委員として本町の税務行政の適正な執行にご尽力をいただきました。特に、平成13年からは委員長として委員会をまとめられたことに改めて敬意と感謝を申し上げます。

つきましては、後任の委員として大林勝則氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

大林氏は、昭和32年1月、大樹町のお生まれで、現在61歳であります。

昭和50年、本町に奉職し、総務課監査委員室、商工観光課、教育委員会など、幅広く経験され、特に平成20年7月から平成25年3月までの約5年間は、税務課資産税係長、税務課長補佐として、また、平成25年から保健福祉課長を歴任され、平成29年3月、定年退職されました。

大林氏は、幅広い行政経験と固定資産全般にわたって豊富な識見を有しており、委員として適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第4号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第24 諮問第1号

1、議長（堀田） 日程第24、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

現在、人権擁護委員の杉本伸子氏が、本年12月31日で任期満了となります。

杉本氏は、平成25年1月に同委員に就任していただいて以来、住民の人権擁護に係る相談業務など熱心に取り組んでこられました。5年以上もの間、本町の社会福祉の振興にご尽力をいただき、改めて感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、杉本氏の後任者として坂本和子氏を推薦いたしたく、提案させていただきました。

任期は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間となります。

坂本和子氏は、昭和31年1月、本町でお生まれで、現在62歳であります。

10丁目町内会の女性部長として町内会活動にご尽力いただいているところであります。また、昭和51年4月から平成10年3月までの22年間、幼稚園教諭として子どもたちの養育にご尽力いただいた方であり、地域住民の信望が厚く、子どもや女性といった人権の分野において識見も高いことから、人権擁護委員として適任であると考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めたいとするものであります。

どうかよろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本件は提案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

昼食のため、休憩します。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第25 議案第67号

1、議長（堀田） 日程第25、議案第67号 広尾線鉄道記念館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第67号 広尾線鉄道記念館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、広尾線鉄道記念館を老朽化により解体撤去したことから、関係条例を廃止する条例を制定するものであります。

広尾線鉄道記念館は、南十勝の開発と地域の発展に貢献してきた「広尾線」の歴史と資料を保存、展示するための施設として、昭和62年、広尾バス待合所内に設置いたしました。しかし、老朽化による施設の損傷、腐食等がひどく、復旧が困難な状況であること、また、施設の耐震性もないことなどの理由により、このたび本年7月末をもって解体撤去したところであります。展示していた資料等につきましては、4月末に博物館にコーナーを新たに設置し、展示しております。

なお、本条例は、公布の日から施行し、平成30年8月6日から適用するものであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第67号 広尾線鉄道記念館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第68号～日程第35 議案第77号

1、議長（堀田） 日程第26、議案第68号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第35、議案第77号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第68号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第4号）から議案第77号 平

成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）まで一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議案第68号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,816万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億4,420万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次、29ページの第2表、地方債補正の変更であります。限度額の補正でありまして、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定によるものであります。過疎対策事業債につきましては、対象事業の追加によるものであります。

町債の合計に67万1,000円を追加し、10億3,287万1,000円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、議案第69号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ109万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億1,009万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの歳入であります。

2款1項繰越金109万7,000円の追加は、前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

1款1項港湾管理費109万7,000円の追加につきましては、一般会計繰出金を整理するものであります。

次に、議案第70号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ41万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を6,960万円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、補正の歳入の関係であります。

2款1項一般会計繰入金281万4,000円の減額であります。

3款1項繰越金322万6,000円の追加は、前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を整理したものであります。

次に、歳出の関係であります。

1款1項簡易水道費41万2,000円の追加につきましては、野塚及び楽古浄水場の河床整理のため、重機運搬費及び特殊車両借り上げ料の追加であります。

次に、議案第71号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ327万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を4億139万2,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページの補正の歳入であります。

1款1項分担金28万3,000円の減額であります。公共下水道受益者負担金の確定見込みによるものであります。

4款1項一般会計繰入金547万2,000円の減額であります。

5款1項繰越金218万3,000円の追加であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

7款1項町債30万円の追加であります。資本費平準化債の確定見込みによる追加であります。

次に、歳出の関係であります。

1款1項一般管理費は、財源内訳の補正であります。

2款1項事業費2万8,000円の追加であります。平成29年度社会資本整備総合交付金の確定による返還金であります。

3款1項公債費は、29年度発行分の元金及び利子の確定による整理であります。

次のページの第2表であります。

地方債補正の変更であります。

資本費平準化債の限度額の変更であります。

町債の合計に30万円を追加し、9,350万円とするものであります。

次に、議案第72号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,976万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を10億5,866万1,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの歳入の補正であります。

4款1項一般会計繰入金1,576万7,000円の追加であります。

5款1項繰越金399万8,000円の追加であります。前年度繰越金の確定によるものであります。次、歳出であります。

1款1項総務管理費は、高額療養費の制度改正に伴うシステム改修委託料の追加であります。

7款1項償還金及び還付金1,918万1,000円の追加であります。療養給付費交付金返還額の確定通知による追加であります。

次に、議案第73号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,463万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を6億9,712万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの主な補正内容であります。

歳入につきましては、確定見込みによる交付金の整理及び前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

3款1項基金積立金621万4,000円の追加につきましては、平成29年度の事業確定により介護給付費準備基金へ積み立てを行うものであります。

4款2項包括的支援事業・任意事業費につきましては、財源内訳の補正であります。

5款1項償還金及び還付加算金1,842万円の追加につきましては、前年度分の介護給付費及び地域支援事業交付金の精算確定による国及び道交付金等の返還金を計上するものであります。

次に、議案第74号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億8,021万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の内容であります。

まず、歳入であります。

1款2項負担金収入9万円の追加につきましては、過年度の短期入所者負担金であります。

2款1項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものであります。

3款1項繰越金67万円の追加であります。前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費2万3,000円の追加につきましては、法改正により義務づけされ

た防火シャッター設備の点検委託料であります。

次に、議案第75号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正内容であります。前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、議案第76号についてであります。

第1条は、平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入で第1款第2項医業外収益に7万9,000円を追加し、支出で第1款第1項医業費用から477万7,000円を減額し、同款第3項予備費に485万6,000円を追加して整理をするものであります。

第3条の資本的収入及び支出であります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で、第1款第1項負担金に426万2,000円を追加し、支出で第1款第2項建設改良費に426万2,000円を追加するものであります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、998万3,000円を減額するものであります。

第5条は、他会計からの補助金を「517,704千円」に改めるものであります。

補正の内容であります。

恐れ入りますが、事項別明細書3ページをお開き願いたいと思います。病院会計の事項別明細書3ページであります。

事項別明細書、訂正をさせていただきます。支出のところでありまして、節の区分「2給料」となっておりますが、正しくは「1給料」であります。ご訂正を願いたいと思います。

それでは、収益的収入7万9,000円の追加であります。自動車損害共済金の確定による追加であります。

収益的支出、医業費用477万7,000円の減額につきましては、職員給与費の整理による減額、応援ナースの活用に係る賃金、住居の整備費用、紹介手数料の追加及び電子カルテシステムの保守委託料の追加であります。

資本的収入及び支出は、独立行政法人への移行に伴う職員給与システムの導入費用、電子カルテ導入に伴う診察券発行機及び全自動糖分析装置用バーコードリーダーの購入費の追加並びに車両購入費等の確定による減額であります。

次に、議案第77号についてであります。

平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

第1条は、平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第2条の収益的収入であります。予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で第1款第2項営業外収益に52万3,000円を追加するものであります。補正の内容であります。災害共済金の決定による追加であります。

以上、議案第68号から議案第77号までの補正予算について、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） それでは、事項別明細書6ページのほうをお願いいたします。

初めに、歳出から説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費は、故障に伴うシュレッダー購入費の計上であります。3目の財務管理費、25節積立金は、繰越金等の確定により今後の償還財源として減債基金に積み立てるものであります。7目企画費、13節委託料は、第6次まちづくり推進総合計画の策定に伴うまちづくり住民意識調査委託料の計上です。9目防災対策費、13節委託料は、防災ハザードマップ修正及びピタタヌンケ地区にかかわる電線支障木除去委託料の計上です。

7ページをお願いします。

15目150年記念事業費は、財源内訳の補正です。2款5項統計調査費、1目の統計調査総務費は、各種調査の統計調査員にかかわる報酬額等の変更に伴う補正であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節の国民健康保険事業勘定特別会計繰出金は、29年度決算等に伴う繰出金の整理であります。

7ページ下段から、8ページ上段の2目社会福祉施設費、11節の需用費は公衆浴場の排煙装置修繕料、15節の工事請負費は老人福祉センターにかかわる屋根等改修工事費の計上です。3目養護老人ホーム施設費、11節需用費は、給湯ポンプ等の修繕料の追加です。4目障害者母子福祉費、23節償還金利子及び割引料は、29年度の障害者自立支援給付費等の精算確定による返還金の整理を行っております。6目老人福祉費、28節繰出金の介護保険特別会計繰出金については、平成29年度の介護給付費交付金等の確定のほか繰越金の整理、介護サービス事業特別会計繰出金は、繰越金の整理に伴う補正であります。8目後期高齢者医療費、28節の後期高齢者医療特別会計繰出金は、繰越金の整理に伴う補正です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節の負担金補助及び交付金は、医療機器等導入経費の増に伴う補助金の追加、28節の簡易水道会計への繰出金は、繰越金整理等に伴う補正であります。2目環境衛生費は、各地域のごみステーションにかかわる修繕料を計上しています。3目予防費、19節の負担金補助及び交付金は、行政報告しました人工透析機器整備にかかわる事業

費補助金の計上であります。

次、10ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金は、経営体育成事業補助金で歳入と同額の計上、25節積立金は、寄附金1件にかかわる積立金の補正です。5款2項林業費、2目林業振興費は、補助金等の確定見込みによる財源内訳の補正です。5款3項水産業費、3目水産業施設費は、水産加工排水処理センターにかかわる屋外換気扇フード修繕料の計上です。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、19節負担金補助及び交付金は、補助対象経費の増加に伴う商工振興事業補助金の追加補正です。2目観光費、11節需用費は、観光パンフレット増刷費用の計上、19節負担金補助及び交付金は、日本ジオパーク全国大会負担金の補正です。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費の14節使用料及び賃借料は、道路維持補修にかかわる特殊車両借り上げ料の計上、15節工事請負費は、事業量の増加に伴う道路舗装工事費の補正です。7款3項港湾費、2目港湾管理費は、港内補修工事費の追加補正です。

次、12ページをお願いします。

7款4項都市計画費、2目都市計画施設費の28節下水道事業特別会計繰出金は、繰越金及び公債費などの確定見込み等による繰出金の整理です。

9款教育費、2項小学校費、1目の学校管理費は、財源内訳の補正です。9款5項社会教育費、3目図書館・児童福祉会館費、15節工事請負費は、児童福祉会館にかかわるブロック塀耐震改修工事費の追加、18節の備品購入費は、図書館図書購入費として指定のあった寄附金を財源とし、図書購入費を追加するものであります。

11款公債費については、確定による整理を行っております。

12款の予備費は、総額調整であります。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入についてご説明いたします。

8款の地方特例交付金は、確定見込みによる補正です。

9款地方交付税については、普通交付税の確定見込みによる補正となっております。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金は、豊似小学校にかかわる無線システム普及支援事業費等補助金の追加であります。

14款道支出金、2項道補助金、2目衛生費道補助金は、150年事業のレシピ集にかかわる新北海道らしい食育推進事業補助金の追加、3目農林水産業費道補助金、1節の農業費補助金は、歳出と同額で強い農業づくり事業（経営体育成）補助金の追加、2節林業費補助金は、新規採択の北海道品目転換促進対策事業補助金の追加及び森林環境保全整備事業の確定見込みによる補正です。

3ページ下段、15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は、立木売り払い収入の計上です。

次、4ページであります。

16款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金は、1節総務費寄附金で150年記念事業寄附として6件、3節教育費寄附金の教育振興資金寄附金で1件、4節農林水産業費寄附金の林業振興資金寄附金で1件を計上するものです。

17款繰入金、1項1目繰入金は、まちづくり基金繰入金の整理です。2項特別会計繰入金、1目港湾管理特別会計繰入金は、港湾管理特別会計の繰越金等確定見込みによる補正です。

18款繰越金は、確定による補正です。

19款諸収入、5項2目雑入は、事業確定による漁場監視事業補助金返還金及び日本ジオパーク全国大会負担助成金の計上です。

20款町債、1項1目の総務債、1節の臨時財政対策債は確定見込み、3目辺地及び過疎対策事業債、2節の過疎対策事業債は、西3条仲通2号道路ほか整備事業の財源として追加計上するものがあります。

以上が補正の内容であります。よろしくお願ひします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案10件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第68号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第69号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第70号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第71号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを審議し

ます。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第72号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第73号 平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第74号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第75号 平成30年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第76号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番(前崎) 実施計画説明書の3ページでありますけれども、この中で1目給与費の1節給料、2節手当、4節の法定福利費、それぞれ増減がありますけれども、これ何名分の部分なのかの説明と、あわせて3節の労務賃金240万円、看護師賃金、この内訳もあわせてご説明いただきたいと思えます。

あと、12節の看護師紹介手数料140万4,000円となっておりますけれども、この紹介手数料の支払い先、それから何名分の紹介を想定してここに計上されているのか、あわせてご説明いただきたいと思えます。

あと、13節、14節ですけれども、電子カルテのシステムセンター利用料、それから電子カルテシステム保守業務委託料、それぞれ計上されておりますけれども、当初、電子カルテ導入の際に、こういったいわゆるランニングコストの説明はなかったわけですけれども、この内容についてもう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 渡辺国保病院事務長。

1、国保病院事務長（渡辺） まず初めに、人件費にかかわる部分ですが、整理されている人数につきましては、4月以降に退職されている職員が正職員で3名おります。そちらの退職に伴う部分と、それに合わせて補充を計画しておりますので、その辺の整理をさせていただいております。

それから、労務賃金の240万円につきましては、先ほど町長の説明にありました応援ナースという部分での緊急性を、ちょっと必要となった関係上、応援ナースを1名、6か月間予定しております。そちらの人件費として240万円を予定しております。

それから、次の紹介手数料の内訳と支払い先ということですが、現在、有料の紹介事業者でありますところをお願いをしております。通常の看護師紹介につきましては、10%の手数料が必要となります。今回、看護師2人の紹介を依頼しておりますので、年収ベースで年収相当額の10%ということですので、500万円を想定し、2人分1,000万円、その10%の消費税で108万円、それと応援ナースに係る部分につきましては、6か月間の報酬を予定しておりますが、1か月当たり50万円想定で賃金を予定しておりますので、その10%ということでは応援ナースに係る部分が32万4,000円、合わせて140万4,000円というような金額となっております。

それから、電子カルテシステムに伴うランニングコストですけれども、まず賃借料で上げております使用料の関係につきましては、今回、連携病院との患者情報共有などがありまして、データセンターを利用する仕組みとしております。そのデータセンターの利用料が月額25万4,000円、それとデータセンターとの接続に使う専用回線の使用料が月額20万円、あと、それと地域連携システムの利用料が月額2万円、いずれも税別ではありますけれども、合計、月で47万4,000円必要となります。

それと、電子カルテシステムの保守業務としまして、それぞれ電子カルテの運用支援サービス、ネットワークのサービス等を含めまして月額35万6,000円、こちらも税別ですが、計上させていただいております。

以上です。

1、議長（堀田） 4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 看護師が退職したということで、従前もそういった看護師のいわゆる退職補充という形は過去にも繰り返されておりますけれども、例えば平成26年度でいきますと、准看護師が12名、看護師が22名、34名、これが27年度では准看護師が12名、看護師が28名ということで40名、ですから対26年度比較では6人の看護師が増えておりますけれども、例えば年度によっては増減の

繰り返しはありますけれども、従来、基本的には病院として主体的にこういった看護師の公募してきて取り組んできたというふうに思うのですが、今後もこういった形で紹介手数料を支払って行うというのは、どうも従前のやり方からすると違和感を感じますし、4月の国保病院のあり方に関する調査特別委員会でも論議しましたけれども、例えば今後の医師の確保についても、あるいは看護師の確保についても、不足する分については大手連携病院からのそういった支援等もお願いしたいというようなご説明があったと思うのですが、移行までにもう半年しかありませんけれども、そういった部分での協議といいますか、それはこういった形で行われてきたのか。

それと、今いわゆるデータセンターの利用料あるいはシステム保守業務委託料の関係も出されておりますけれども、電子カルテ自体は6月の補正で8,800万円の提案がありまして、可決されましたけれども、その際、こういったランニングコストの部分についての説明というのがなかったのですけれども、これらが例えばデータセンター使用料ですと月額47万4,000円、これ毎月生じてくるのか、あるいはこの保守業務委託料、これもそういった形で出てくるのか、これは今年度分は多分6か月でカウントしているかと思うのですが、これが12か月となると、ランニングコストを合わせると500万円、600万円とか、そういった多額な額になるのですけれども、そういったランニングコストの、それと電子カルテ自体の、いわゆる費用対効果といいますか、その点の分析というのはどのような検証されているのかも、あわせてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 渡辺国保病院事務長。

1、国保病院事務長（渡辺） まず初めに、看護師募集の経緯ですけれども、確かに退職の部分で今年度に入って予定外に退職されたという部分が実はあります。それに伴いまして、看護師の基準を維持するのが非常にきつい状況となってきたということがありまして、今までもハローワークですとか、防災無線だとか、広報誌を通じて募集は継続して行ってきたところですが、応募に至っていないという状況にあります。

そんな中、先ほど言いました看護師基準を満たすための対応としては、やっぱり早急の看護師が必要になってくるということがあったものですから、今回、有料の募集業者のほうへ依頼をかけたというのが1つです。それとあわせて、どうしてもやっぱり緊急に1人でも2人でも欲しいという要請があったものですから、今回の短期の応援ナースという募集に至っております。

あと、それと独法化に合わせて連携病院との関係でありますけれども、当然こういった状況についてはご相談をさせていただいて、対応について何かできないかということも相談はさせていただいておりますが、相手のほうの病院につきましても、当然、看護師については足りている状況でないというご返事をいただいております。看護師をこちらに応援に出すことは厳しい状況であるということはお返事いただいているところであります。

それから、電子カルテのランニングコストですが、基本的には先ほど言いました情報共有という部分があって、データセンターを使う方式にしております。さらに、あわせて申しますと、病院にはそういった電子システム関係の専門に対応できる職員がいないという点と、あとサーバーを置く

スペースが非常に足りなくて苦慮しているというような状況があったものですから、データセンター形式の方法をとらせていただきました。

あと、データセンター方式を活用した方法の一つとしては、当然ランニングコストである程度かかるということは想定されてはいたのですけれども、電子カルテ設備自体を入れるときには、通常のサーバー形式で行うよりはコストが抑えられるという点がありました。そちらのほうも選択させていただきまして、今回の形式を選ばせていただいたところであります。よろしく願います。

1、議長（堀田） 4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 看護師の退職補充について今までも数人の退職というのは繰り返しあったわけでありまして、それに対して公募して補充してきたという経過がありますけれども、ただ、私も先ほど特別委員会において、そのときも3月に退職したという実態があったものですから、今後について危惧をして質問させていただきましたけれども、その際も大手連携病院との支援というようなことを説明されたものですから、ある意味、私どももそういった意味で安心感というのがあったかと思うのですが、今のご説明ですと、応援は厳しいということなのですけれども、例えば来年4月以降に独法化になっても、もしそういうことが、厳しいから看護師については独自にということになれば、余分なコストをかけて充足をしていかなければならないかと思うのですけれども、その点の見通しはどのようなのですか。ご説明いただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 渡辺国保病院事務長。

1、国保病院事務長（渡辺） 正直言うと、看護師については、ここ数か月間ずっと同じような形で募集を続けておりますが、応募がないのが実情です。各種相談できるところには相談しながら、人手の確保に向けて相談はさせていただいているのですが、なかなか集まらないのが現状です。確かに対応としては、今後、非常に厳しい状況ではあるのですけれども、独法化に向けてもそうですけれども、まずは現状の看護基準を確保するためには、どうしても看護師というのは確保しておかなければならない部分なものですから、引き続き各部門、各方面に要請しながら募集はしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第77号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを審議します。
本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第68号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてから議案第77号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの10件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第77号までの10件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案10件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案10件は討論を省略します。

これより議案第68号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第4号）についてから議案第77号 平成30年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの10件を一括採決します。

お諮りします。本案10件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案10件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす11日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時46分